

報告書案の意見公募の結果(概要)

令和8年7月
令事務局

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会 報告書(案)」の意見公募手続

- 意見公募期間 令和8年5月15日～同年6月15日
- 提出件数 236件(団体等 14件、個人 222件)

受付番号	意見提出者	受付番号	意見提出者
54	一般社団法人テレコムサービス協会	82	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
55	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター	85	一般社団法人全国消費者団体連絡会
61	桜花法律事務所	89、98、 108、117	NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会
63	Infoblox株式会社	90	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
65	一般社団法人ネット情報信頼性機構	95	KDDI株式会社
69	日本司法書士会連合会	115	一般社団法人MyDataJapan
72	株式会社NTTドコモ		個人(222件)
81	一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会		

- 意見の概要(別表参照) 項目別の意見総数 274件
(内訳)
 - ・報告書全体 33件
 - ・必要性 106件
 - ・有効性 15件
 - ・許容性 14件
 - ・実施根拠・妥当性 17件
 - ・その他 89件

必要性(他の対策が尽くされたか)

- オンラインカジノに対しては、包括的な対策が必要であり、取締りや決済遮断等の実効性の高い手段を優先すべき。
- 依存症対策を理由にブロッキングを検討するのであれば、合法オンラインギャンブルを含めた横断的な依存症対策を検討するとともに、利用制限や広告規制等のより権利制約の小さい手段を優先すべき。
- 既存施策には一定の効果が認められており、基本法改正に基づく取組の効果を十分に検証すべき。
- 周知啓発や取締り等の既存対策には限界がある一方、ブロッキングは若年層やカジュアルユーザの接触機会を減少させる効果が期待できる。
- アフィリエイト広告が依然として減っておらず、海外事業者の摘発も困難な実態を踏まえると、他の対策による抑止効果は限界に近づいているため、ブロッキングを排除せず検討すべき状況が生じつつある。
- 依存症は病気であり、周知啓発だけでは行動制御が困難である。

有効性(対策としてのブロッキングは有効か)

- 若年層やカジュアルユーザの接触機会低減という観点では一定の有効性が期待できる。
- 一般人に対する入口対策として一定の有効性を有するため、回避可能性のみを理由に否定するのではなく、他の包括的対策と組み合わせることで、より高い効果が期待できる。
- 事業者の自主的取組として実施されている児童ポルノブロッキングの実績からは、ブロッキングは有効と言わざるを得ないという現時点での事実を踏まえるべきである。他方で、ブロッキングを回避する技術は次々に出てくるものと考えられ、有効といえる期間は極めて限られるだろう。
- 技術的な回避策が容易である現状では、ブロッキングの実効性が限定的であり、国際的な暗号化技術の標準化に伴い、実効性が著しく喪失する技術的現実を正しく評価すべき。
- ブロッキング回避方法を説明するページが容易に検索可能な現状では、若年層・カジュアルユーザに限定しても有効性に疑問がある。
- DNSブロッキングやDPI等の手法は、誤遮断やネットワーク障害を引き起こすおそれがあり、通信の信頼性や安定性を損なうリスクがあることから、慎重に検討すべき。

許容性(得られる利益が失われる利益と均衡するか)

- オンラインカジノによるギャンブル依存症被害は、本人の生命・身体・財産を著しく危険にさらすのみならず、家族をはじめとする多くの人々の人生をも奪い得るものであり、個人の人格的利益に関わる重大な問題。
- 深刻な被害や若年層の接触状況を踏まえれば、その予防という公益は大きく、対象・手続・期間・救済を厳格に設計することを前提として、ブロッキングは許容され得る。
- 依存症の観点では違法・合法を問わずリスクは共通しており、制度設計に当たっては依存症対策全体の一貫性が重要。
- 公営競技とオンラインカジノの違いを明確化した上で、合法オンラインギャンブルを含めた横断的な依存症対策を検討すべき。
- 児童ポルノのブロッキングは被害児童の人格権等を保護するための極めて例外的な措置であり、違法オンラインカジノと同列に論じるべきではない。

実施根拠・妥当性

- オンラインカジノは社会経済に深刻な弊害をもたらすことから、政府全体で実効的な対策を検討するとともに、アクセス抑止策を含めた立法措置を講じるべき。
- ブロッキングには設備投資や運用に多額の費用を要するほか、ISPに大きな負担が生じるにもかかわらず、費用負担の在り方が不明確である。運用コストは最終的に国民負担につながることに留意が必要。
- 日本はISP事業者が数百から千規模で存在し卸提供も頻繁に行われているという市場特有の状況を踏まえ、実施主体となる電気通信事業者の数や相互関係についても十分に考慮した制度設計を行う必要。

その他

- 諸外国の制度は、ブロッキングが例外的・慎重に扱われていることを示す事例として整理すべき。
- 海外ではアクセス抑止策が実施されている国もある一方、日本の対策は遅れているように感じる。
- 端末単位で違法オンラインカジノサイトへのアクセスを制限する遮断アプリの公的無料配布及び助成制度を設けるべき。
- ギャンブル依存症の早期発見・早期支援に向け、医療機関、行政、民間支援団体及び家族会との連携強化が必要。

ブロッキングについて

ブロッキング技術について、多くの人が誤解しているイメージを解き、「全ユーザが影響下に置かれる」というインターネットの実際の仕組みを正確に記述すべき旨のご意見。

1. 中間論点整理の概要(3頁)

ブロッキングは、オンラインカジノサイトを閲覧する者だけでなく、すべてのインターネット利用者の宛先を網羅的に確認することを前提とする技術であり、ISPが、利用者の同意なく、特定のIPアドレスへのアクセスを強制的に遮断するものである。と中間論点整理を引用して、追記。

必要性

検索結果上位にオンラインカジノ紹介サイトが依然として複数表示される実態があり、このような状況では、必要な対策が尽くされたとは評価できない旨のご意見

2.1. 必要性(12頁)

情報削除については、違法オンラインカジノに係る誘導投稿等が大幅に減少し、検索ヒット数が減少傾向にあるなどの効果が認められる。もっとも、検索結果上位に違法オンラインカジノ紹介サイトが依然として複数表示されている旨の指摘があるところ、検索事業者による情報削除等の取組を促進させるために、引き続き、官民関係者の連携を強化することが重要である。と修正。

必要性

小学校段階から大学まで年齢層に合わせた予防教育カリキュラムの整備が必要であり、脳科学的観点、家族への影響、経済的影響等を含む包括的な教育に向け、文部科学省等が対応すべき旨のご意見

2.1. 必要性(12頁)

他方で、オンラインカジノに係る違法性の認識については、未だ全体の6割程度にとどまっているほか、オンラインカジノサイトへのアクセス経験については低水準で推移しているものの、基本法改正の施行前後で大きな変化は見られないことから、学校教育等における知識の普及も含め、違法性の認識を向上させるために、引き続き周知啓発を行うことが重要である。と修正。

許容性

ギャンブル等依存症による弊害として、借金や家庭崩壊、自殺リスクなど、依存症患者本人のみならずその家族の人生をも奪い得る深刻な実態がある旨のご意見。

3.許容性(23頁)

ギャンブル等依存症による弊害は深刻であって、借金や家庭崩壊、自殺リスク等、依存症患者やその周囲の者の人生そのものを奪い得るものといえることから、単なる財産上の利益の喪失にとどまるものではなく、個人の人格的利益に関わる問題といえる。と修正。

許容性

国富の流出防止・スポーツ健全性の確保については、保全利益として検討対象となり得るかどうか慎重に議論する必要があり、これらを「合算」して通信の秘密との法益比較を行うことは適切でない旨のご意見。

3.許容性(24頁)&6.今後の方向性(30頁)

「目的」については、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通・蔓延防止とするのが適当であり、また、違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえる余地がある。と修正。

実施根拠・妥当性

遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討すべき旨のご意見。

4.2. 妥当性(26頁)

中間論点整理において、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等に係る論点として挙げられていた事項(遮断対象リストの作成主体、対象範囲の明確化、実施方法、実施に伴う費用負担等)を引用して、追記。

⇒その他、意見公募における多種多様な御意見を参考にしながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要である。